

豊橋市屋外広告物条例に基づく申請等添付書類一覧表

屋外広告物許可申請書（様式第1）2通（正副） 及び 以下の添付書類	
新 規	各2通（正副）提出 [規則第2条] ・位置図（広告板、広告塔については、敷地境界線からの位置を明示して下さい） ・形状、寸法及び構造に関する仕様書（面積算出式を記入して下さい） ・構造図 ・彩色広告面模写図 ・周辺現況カラー写真（＊欄外の簡易な広告物は省略できます） ・建築物又は工作物を利用する広告物にあつては、建築物又は工作物の立面図等 ・自家用広告物にあつては、既存の広告物の表示面積、種類等に関する書類
更 新	各2通（正副）提出 [規則第12条] ・申請前3月以内に点検し、確認した屋外広告物安全点検書（様式第10） ＊簡易な広告物の場合は添付書類は不要です。
変更・改造	各2通（正副）提出 [規則第13条] ・変更又は改造の前後を比較できる設計書（仕様書、図面等） ・建築物又は工作物を利用する広告物にあつては、建築物又は工作物の立面図等

＊『簡易な広告物』とは、立看板、はり紙、はり札、広告幕、広告網及びアドバルーンをいいます。

手数料一覧

区分		単位	手数料		
許可申請手数料	広告板 広告塔 屋上広告板 屋上広告塔 壁面広告 アーチ広告 突き出し広告 アーケード広告	ネオンサインその他照明設備を有しないもの	一の広告物又は掲出物件の広告表示面積5平方メートルにつき	許可期間が1年以下のもの	900円
				許可期間が1年を超えるもの(3年)	1,300円
		ネオンサインその他照明設備を有するもの	一の広告物又は掲出物件の広告表示面積5平方メートルにつき	許可期間が1年以下のもの	1,200円
				許可期間が1年を超えるもの(3年)	1,900円
		はり紙	100枚につき		400円
		はり札等	1枚につき		40円
		広告旗	1枚につき		100円
		立看板等	1枚につき		100円
		広告幕又は広告網	1枚につき		400円
		アドバルーン	1個につき		700円
	電柱又は街灯柱を利用する広告	1個につき		許可期間が1年以下のもの	200円
				許可期間が1年を超えるもの(3年)	300円
登録手数料		1件につき	11,000円		
講習手数料	広告物に係る法令に関する科目		1人につき	1,800円	
	広告物の表示の方法に関する科目		1人につき	1,100円	
	広告物の表示の方法に関する科目		1人につき	1,100円	